

固定点検設備に関する統一解釈の適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び P 編

改正事項

固定点検設備に関する統一解釈の適用に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6 規則に規定するばら積貨物船及び油タンカーの固定点検設備については、詳細な技術要件が Technical Provisions (決議 MSC.158(78)) に定められている。IACS は、これらの規定に対し統一的な運用を図るため、IACS 統一解釈 SC191 を策定し、本会はこれら規則及び統一解釈を既に鋼船規則に取り入れている。

当該統一解釈には、垂直はしご間の移動のために下方のはしごを延長する解釈が含まれているが、適用範囲に不明確な点があったことから IACS 内で検討を行い、統一見解がまとめられた。具体的には、上記解釈は垂直はしごの接続のために設けた踊り場に対してのみ適用し、side stringer などの船体構造を利用したはしご間の移動を行う個所では、十分なスペースが確保されていることなどの理由により、適用しないことが合意された。

このため、IACS 間で合意された統一的な運用のための当該見解に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 垂直はしご間の移動のために下方のはしごを延長する規定は、船体構造を踊り場として使用する場合には適用しない旨明記した。
- (2) 点検設備に関する記録書作成例において、ESP コードに関する記述を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C35.2.3, 付録 C3 2.1.1, 2.3

鋼船規則検査要領 P 編 P9.6.2